

19世紀フランスの企業内福利制度に関する考察

齊藤佳史

はじめに

19世紀フランスにおける工業化の特質を理解するための有効な手段として、企業内労使関係の分析が挙げられる。労使関係を考える場合、とりわけ次の二つの接近方法が重要になると思われる。一つは、近代的工場制度を軸とする資本一賃労働関係という観点から、工場内就業規則・労働力市場・労働運動などに着目する「労働の場」の分析である。二つめは、工場の外で労働者が関わる「生活の場」の分析であり、それは大きく次の二つの手法に分類され得る。すなわち、①労働者の視点から、彼らの日常的行動を媒介として「文化」・「心性」・「社会的結合」などを論じる「社会史」的考察と、②経営者の視点から、企業主導の福利諸施策（教育・住宅・社会的保障など）を通じた労働者の日常生活への関与を考察するものである。本稿は後者の視角を共有しつつ、19世紀フランスの企業において観察される福利制度について検討を加える。

目次

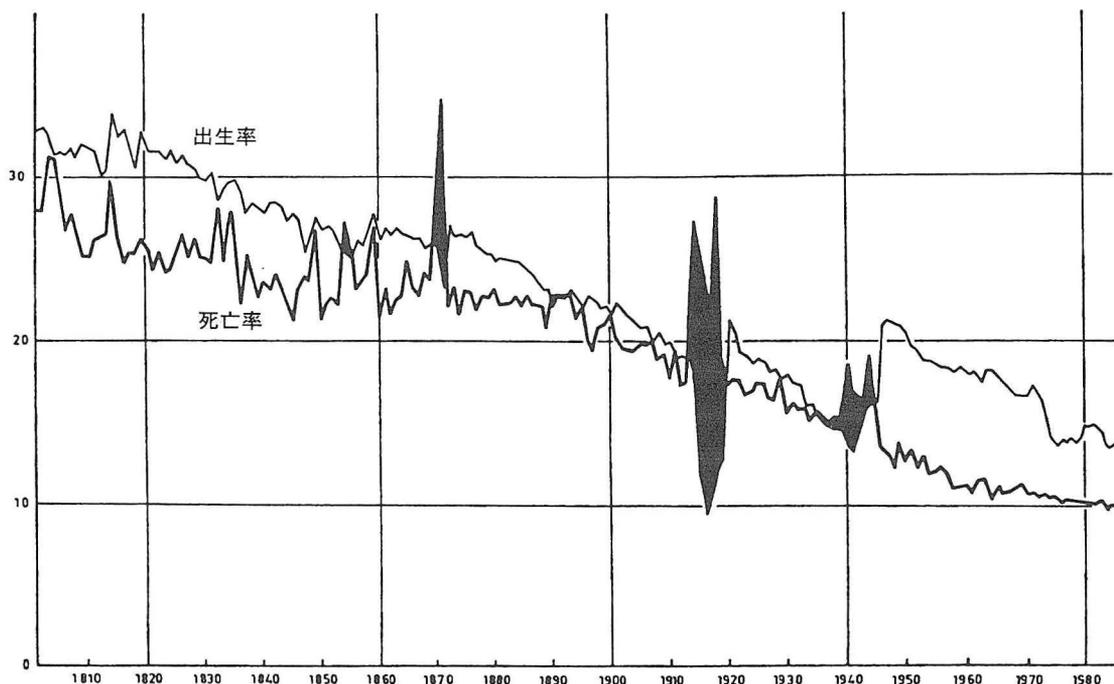
はじめに	1
1 企業内福利制度の成立要因	2
2 パトロナージュ	4
3 パトロナージュからパテルナリズムへ	7
4 企業内福利制度の展開形態	10
① 教育制度	
② 住宅建設	
③ 救済金庫	
④ 退職金庫	
おわりに	13

その際われわれは、経営的枠組みのみならず社会改革思想や地域社会との関連にも留意したい。かかる作業は、フランス資本主義や20世紀以降の「福祉国家」を考えるための手がかりをも与えてくれるように思われる。本稿ではまず、企業内福利制度を出現させた諸要因について考察した後、福利制度を理解するうえでの鍵となる「パトロナージュ」と「パテルナリズム」の理念についてそれぞれ検討し、福利制度の具体的な展開形態についてもあわせて言及してみたい。

1 企業内福利制度の成立要因

まず、19世紀フランスでの企業内福利制度の成立を促した要因の一つとして挙げられるのは、工業生産に適合的な労働力調達の困難性である。例えば、19世紀のフランスでは人口成長率の低さが特徴的に観察される。フランスの出生率は1830年代から30パーミルを下回り始め、1880年代以降は急速に下落する（図1）。また、炭鉱は必然的に鉱床に直結し、製鉄所も原料輸送の経費節約のために鉱山の近隣に建設されることが多く、それらはしばしば人口過疎地域に立地していた。このように人口増加速度や企業の立地条件の問題は、人的資源の確保、とりわけ熟練労働者の供給において困難をもたらすであろう。19世紀の製鉄業に従事する熟練労働者の

図1 フランスにおける出生率および死亡率



〔出典〕 J.-C. Gégot, *La population française aux XIX^e et XX^e siècles*, Paris, 1989, p.56.

中には、「フランス巡歴」¹¹⁾の伝統に倣い、地方から地方へと移動する者も少なからずいたからである¹²⁾。こうした事情を背景に、製鉄業では熟練工であるパドル工の慢性的欠乏状態が続いていた¹³⁾。他方、小土地所有農民の広範な存在もまた、労働力調達の際の障害となっていた。フランスでは、革命によって創出された多数の「分割地」所有農民に加えて、生産力水準の相対的な低さゆえに、農民層分解が必ずしも脱農化に帰結せず、農民の土地からの遊離と土地への還流との対流現象が絶えず見られたからである。ゆえに、19世紀のフランスでは、小規模な耕地を所有しながら工場労働に従事する「半農半工型労働者」ouvriers-paysans¹⁴⁾が主に不熟練労働力として利用されることになった。こうした種類の労働者は、低賃金で雇用されるが、農業部門での労働形態に慣れ親しんだ彼らが工場特有の規律的な生産活動に適合的であるとは必ずしもいえない。また、半農半工型労働者は農繁期になると工場を離れるし、同一の工場に長期間勤務することも少なかった。概してフランスの労働者はイギリスの労働者よりも職場への定着度が低かったといわれている¹⁵⁾。したがって、生産の継続性を重視する工場操業においては、良質の労働力を安定的に供給することが課題とされるであろう。以上より、福利事業は労働力を規律化・定着化させるための有効な手段として位置づけられると考えられる。

二つめの要因としては企業家の心性的特徴が挙げられる。例えばアルザス地方の企業家は、産業主義industrialismeに立脚した活発な企業家精神によって特徴づけられる。彼らは、長期的な工業成長の論理を短期的な利潤追求の原理に優先させ、地域内の社会資本整備のためには極めて危険度の高い投資活動にも積極的に従事した¹⁶⁾。時には不確実性を伴う福利事業活動がこうした革新的経営理念に負うところは大きい。彼らの社会的倫理観は、宗教的信条によって部分的には説明される。アルザスでは企業家の多くがカルヴァン派であり、敬虔な信仰心は日常生活の質素さと職業活動における勤労精神として表れた。彼らは一日中工場での労働に従事し、食事と睡眠以外に休息をとることはほとんどなかったといわれている¹⁷⁾。しかしながら、福利事業は特定の宗派に固有の慣行ではなかった。むしろわれわれは、19世紀の企業家層においては貴族階層と異なる独自の倫理観が形成され、ジェントリ化に対する歯止めにもなっていた点を重視すべきであろう¹⁸⁾。他方、企業家の心性的特徴は、行政当局との対抗関係においても把握されねばならない。その背景には革命後のフランスにおける中央集権化政策の潮流があった。すなわち、革命によって旧来の社团的編成が解体されると、国家は社会統合の主体として登場する。国家は社会的調整機能の欠落を埋める役割を担い、公共の領域を自らの内に含み込むと同時に、「一般的利益」*intérêt général*の唯一の具現者として出現してくる。例えば、「ナポレオンによって制定された「フランス領土の区分と行政に関する共和暦8年雨月28日(1800年2月17日)の法律」は「県*département*—郡*arrondissement*—コミュン*commune*」の区画を設け、各々の首長である知事*préfet*・副知事(郡長)*sous-préfet*・市町村長*maire*を

政府の任命制にした。さらに第二帝政期に入ると、政府は1852年の勅令によって直轄官僚たる知事に強力な行政執行権を付与し、国策に沿った地域経済の誘導と統制を図った。かくして、地域の利害は国家によって方向づけられた「一般的利益」に沿って処理されることになり、19世紀のフランスでは「公共」概念の国家への吸収が進行する⁹⁰。これに対して企業家たちは、福利制度を通じて労働者＝民衆の生活の安定化に積極的に関わり、公益的観点から地域の社会的問題に取り組むことによって、地域の公共的領域の活動主体として国家的統制に対抗することになる。そこではフランスの産業ブルジョワジーが「公共」概念を国家から自らの手中に取り戻し、近代市民社会の代表者として立ち現れてくる過程が表現されていた。

三つめの要因として指摘されるのは「モラル・エコノミー」⁹¹との関連である。産業革命以前の伝統的な社会において、民衆は食糧の公正な分配を慣習的な権利として認識し、行政当局に対しては生活の安定を確かなものとするよう期待していた。当局は消費者保護のために地域内穀物の保存や価格規制を行う義務を負っており、民衆の生存は食糧の確保を通じて社会的に保障されねばならなかった。ゆえに、そうした暗黙の了解が無視されたと感じると、社会的公正の是正を要求する民衆は、当局に対する警告として直接行動に訴えた。しかるに産業革命は、情報交通網の改善、とりわけ鉄道建設を通じて統一的な国内市場を実現させた。モラル・エコノミー的枠組みが前提とする自己完結的な地域市場は全国市場に吸収され、モラル・エコノミー的規範もまた市場経済原理による転換を余儀なくされる。例えば、伝統社会における抗議の表現形態としての食糧騒動は、1854年前後を境として消滅した⁹²。労働者のモラル・エコノミー的心性に配慮を示す企業家の中には、従来行政当局主導の保護に代わって、社会的生存保障の新たな形態を模索する者も現れると考えられる。企業内福利制度がこれに応えることになる⁹³。

2 パトロナージュ

19世紀フランスにおいて、企業内福利制度はしばしば「パトロナージュ」patronageと呼称されていた。パトロナージュを理論化したル・プレFrédéric Le Playによれば、それは雇主と労働者の永続的関係を基礎とし、先見の明に欠ける大衆の安全を保障することを目指す慣習と制度の体系である⁹⁴。彼がパトロナージュ論を提示した背景には、産業革命の展開とともに顕在化した「社会的貧困」paupérismeの問題に対する鋭い危機感があった。すなわち、工業社会では生産の増大に伴い周期的恐慌が発生し、労働者は突如として窮乏状態に陥るが、多くの雇主は市場での需給関係に全面的に依拠し、労働者に対する賃金支払い以上の関与は示さない。他方、労働者の側でも雇主に対して特別の愛着を抱くことがないため、労使間の紐帯は断たれ、社会的対立が引き起こされる。また、夫のみならず妻子までもが工場労働に従事する労

働者家庭では、無計画で無秩序な生活習慣が蔓延し、慢性的な貧困状態が支配的になっている。こうした労働者階層の貧困と道徳的退廃は、社会秩序に対する潜在的脅威にもなる。かかる危機意識に基づき、ル・プレはパトロナージュを社会改革の手段として位置づけた。

彼のパトロナージュの特徴の一つは、19世紀の経済活動において支配的となった「市場での労働－賃金の交換原理」を転換することにあった。それは彼の提示する「生活給付」subventionの概念に顕著に表れている。賃金が提供された労働量に応じて与えられる報酬であるのに対して、生活給付は労働者家庭の必要性に応じて与えられる手当である。住宅・家畜・付属地の用益権から構成される生活給付は、景気の変動にかかわらず恒久的に付与されるゆえに、労働者の生活を安定化させ、労使間の永続的関係を強化し得ると考えられた。この制度は、形式的合理性（賃金の額）よりも実質的合理性（生活上の必要性）を優先させる点で、モラル・エコノミー的原理による労働者の生存保障という性格を持つが、その反面、市民的保障の前提となる「労使間の対等性」や「労働者の自律的意思」の原則を決定的に欠いていた。すなわち、雇主の自発性に基づいて任意で設定される生活給付は、「父としての雇主」から「子としての労働者」に対する恩恵としての色彩を強く帯びている。また、自発性の奨励は社会立法による強制化を回避するための手段として用いられており、労使間の諸権利の相互性を「服従と保護」に立脚した道徳的な階層秩序によって代替することを指向していた。

このように、パトロナージュは雇主の絶対的権威を前提とするが、それが産業構造における工業部門の圧倒的優位や工場生産への全面的依存を推進するものではなかった点にもわれわれは留意しなければならない。ル・プレは農業と工業の連携こそが福祉の基盤を保証すると考え、伝統的な半農半工の労働形態を積極的に評価していた。なぜなら、農業労働は、労働者が景気変動に伴う工場の操業停止に柔軟に対応することを可能とし、その妻子に対しても体力に応じた労働を提供するからである。したがって雇主は、労働者の家族を工業労働のみに従事させるのではなく、彼らに対して労働時間の一部を農業労働のために留保するよう求められた。

パトロナージュのもう一つの特徴は、労働者家庭再建の試みである。ル・プレの分析の方法論的特徴は、家族を社会の基本単位と見做し、家族を起点に社会構造を把握しようとする点にある。したがって彼は、家族的秩序を社会全体に拡大することによって調和的な社会組織が実現されると考えた。労働者家庭の再建は、社会的貧困問題に対する有効な解決策の一つであった。かかる視点は、七月王政期に労働者の状態とその改善をめぐる実施された社会調査（例として、ヴィレルメL.-R. VillerméやフレジエH.-A. Frégierの調査が挙げられる）での見解との共通点を持っている。それらの調査によれば、労働者の貧困は社会秩序を脅かす要因であり、貧しい労働者は社会にとっての「危険な階級」であった。貧困の主な原因は無思慮・放縦・怠惰といった道徳的欠陥にあり、多数の労働者が十分な監視を受けずに働く工場は、労働者を道

徳的に墮落させ、墮落を伝染させる場であった。したがって、労働者の習俗と境遇の改善が最重要課題として提起される。こうした「道德化」における基本は家庭の健全化であり、労働者家庭に対しては、外からの介入によって自助・節約・子供の教育・清潔などの社会的規範を浸透させることが構想された⁹⁰。ル・プレのパトロナージュもまた、家庭を軸とする労働者の道德化を図った。子どもの教育は家庭の幸福の源泉として見做され、雇主は労働者の間に道德的秩序や家庭の法則の遵守を広める任務を負った。労働者に貯蓄を促し、その妻が家庭外の労働に従事することを回避させ、子女を誘惑から守り、無分別な結婚を防止することは、パトロナージュの社会的効用として認識されていた。したがって、企業は単なる生産の場ではなく、雇主の父権的権威によって労働者の道德的改善を実現する場でもあったといえる。

1867年の4月から11月にかけて開催されたパリ万国博覧会は、企業内福利制度に対する幅広い社会的関心を集める契機となった⁹¹。この博覧会にはル・プレが組織委員長として関わっていた。ここで設置された「新褒賞部門——社会的調和と人々の福祉が高度に広まっている施設および場所」は、経営の発展とともに雇主の自発性に基づいた福利制度によって労使関係の安定を実現している企業を対象としている。審査基準として、労働者が長期間にわたって同一の企業に就業していることや貯蓄を形成していることが挙げられており、これらの指標はパトロナージュの指向性にも合致している。表彰された企業の多くは、新技術を積極的に導入している先進的な大規模企業であった⁹²。ときには巨額の投資をも必要とする福利制度の拡充と、資金的余裕のある大企業との間には一定の相関関係があると考えられる。

しかしながら、第二帝政末期以降、企業の大規模化はパトロナージュに転換を迫り始める。1867年万博の開催期間中にあたる1867年7月には株式会社の設立が自由化された（「会社に関する1867年7月24日の法律」）。株式会社形態の企業では、資金の調達・運用の都合上、本社＝取締役会をパリに置き、生産現場には技師を経営管理者として派遣し、現地の労働者を雇用することが多かった。こうした資本と経営と労働の分離は労使紛争を激化させる原因になる。すなわち、資本によって課された最大限の利潤追求のために、経営管理者は、新技術の導入による生産力の向上や、「市場原理」に基づく経営の合理化を図ろうとする。こうした経営管理方式は、しばしば旧来からの伝統的な労働慣行に抵触し、労働者側からの激しい反発を引き起こすことにもなった⁹³。

他方、第三共和政期には、「職業組合の設立に関する1884年3月21日の法律」によって職業組合結成の自由が認められると、労働者は争議権を正当な権利として掲げ始める。19世紀前半にも労働争議は存在し、それらは賃金率の引き下げによって誘発される場合が多かった。その際、労働者たちを激しい抗議に駆り立てたのは、伝統的な熟練に基づく労働の成果に対して「公正価格」が無視されたことへの怒りであり、彼らの行動様式にはモラル・エコノミーの理

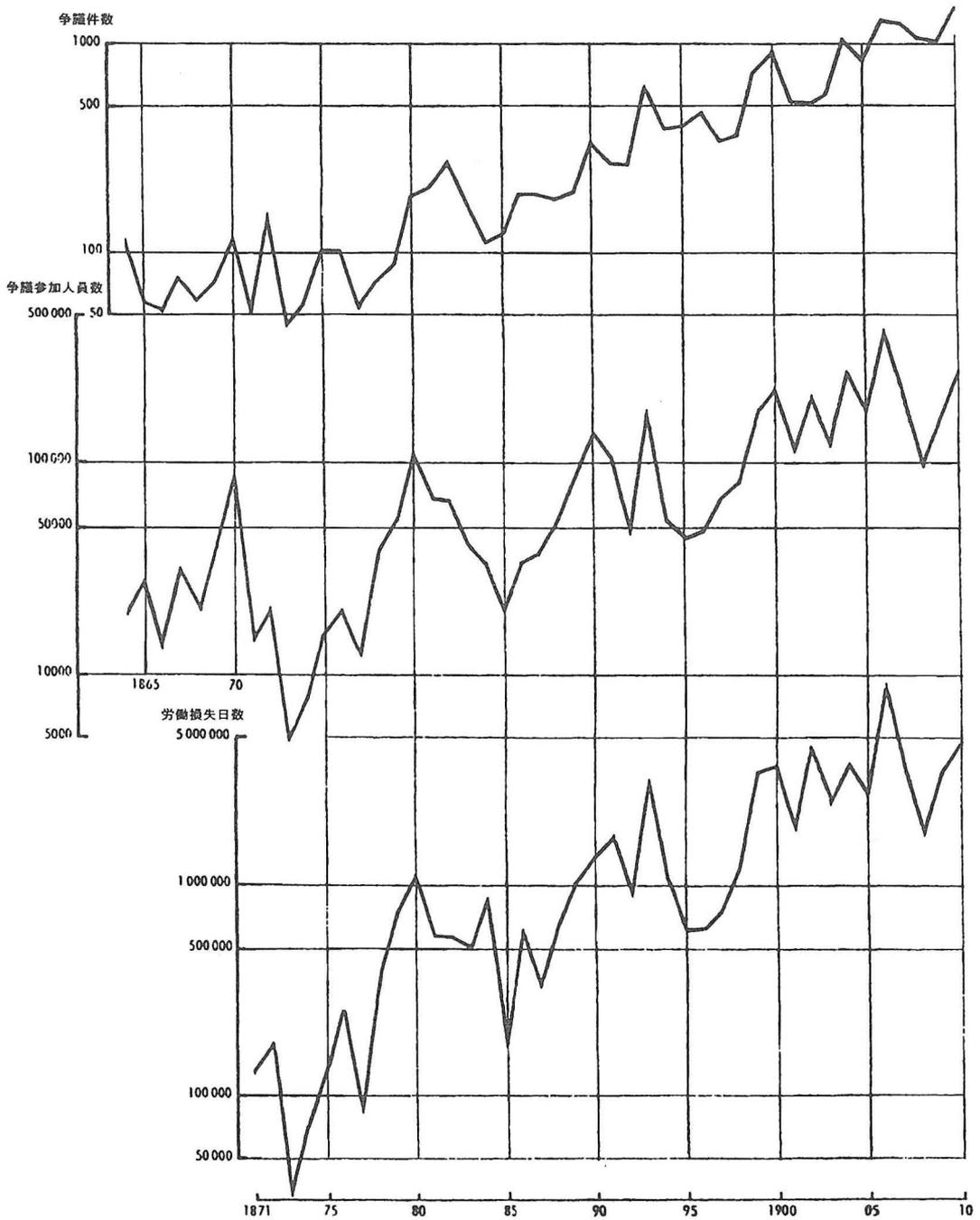
念が継承されていたといえる⁹⁸。これに対して、1880年代半ば以降は、社会主義の影響を受けながら労働組合運動が展開する。自らを「労働者階級」として徐々に認識し始めた労働者は、「労働取引所」Bourse du travailや「労働総同盟」Confédération générale du travail (CGT)へと結集し、争議件数・争議参加人員数・労働損失日数ともに上昇傾向を辿っていく(図2)。

3 パトロナージュからパテルナリズムへ

ル・プレ学派の第二世代にあたるシェイソンEmile Cheyssonは、「階級闘争」の理念や「資本と労働の対抗」の構図を強く批判しながらも、旧来のパトロナージュを修正する必要性を認めている⁹⁹。彼によれば、第三共和政下では19世紀前半以来の「家父長的パトロナージュ」patronage patriarcalがもはや時代遅れとなり、労働者に一定程度の自立性を認める「自由主義的パトロナージュ」patronage libéralが主流となりつつある。雇主に対しては、労働者向けの諸制度の管理・運営において労働者の参加を受け入れ、彼らに運営教育を施すことが強く求められている。このように、シェイソンの「自由主義的パトロナージュ」は労働者に一定程度の自立性を認めるものの、他方では、雇主の絶対的権威に立脚した「産業家族」として工場組織を捉えており、「家父長的パトロナージュ」の経営家族主義を踏襲している。彼の主張の特徴は、工場＝現場での生産・労働管理の中核に「社会的技師」ingénieur socialを据えた点にある。社会的技師には、自らの専門的知識に加えて、労働者の福祉と企業発展を結びつけるための福利諸制度に関する豊富な知識が求められた。かかる知識に基づき彼らは工場の生産機構のみならず労働者の私生活にまでも浸透していくことになる。

社会的技師の概念は「パトロナージュ」から「パテルナリズム」paternalismeへの転換を含意している¹⁰⁰。工業労働における規律化を検討したペローによれば、経営家族主義の特徴は次の三点に要約される。①雇主が生産現場に物理的に存在する。すなわち、雇主は日常的に労働者とともに生産活動に従事する。②労働関係の社会的側面は家族的なパターンに立脚している。すなわち、「父としての雇主」と「子としての労働者」から構成される企業において家族的な言語や慣習(例えば結婚式や祭礼における祝辞)が存在する。③労働者は雇主主導の統合形態を受け入れ、それを特権と見なすことさえある¹⁰¹。ペローの指摘する以上の諸点は、特に工業化の初期段階における小規模企業の実情には合致するであろう。しかるに、鉱山業や製鉄業のように、経営規模が拡大し、組織が複雑化すると、①の特性は希薄になる。では、雇主が労働者と直接的な接触を維持することが困難になった時、経営家族主義は存続し得るのか。存続するとすれば機能方法の何らかの再編を伴うと考えられる。かかる視角に基づき、レイドは生産現場に雇主が不在となる大規模企業における「雇主＝父」としての隠喩の機能方法に着目している。その際、鍵となるのは「自由裁量の力」の分配の問題である。すなわち、現場監督

図2 フランスにおける争議件数・争議参加人員数・労働損失日数



〔出典〕 M. Perrot, *Les ouvriers en grève. France. 1871-1890*, Paris, 1974, p.50.

や職工長が不在の雇主に代わって労働管理の中枢を担うようになり、これら中間管理者たちに分与された自由裁量の力によって新たな階層関係と管理体系が形成されていく。この力は、労働者に対する情緒的・仲裁的な説得の武器として用いられるが、労働者が企業の権威を問題にするや否や、抑圧の梃子に容易に転じる性質を持っていた²⁰。さらに、シェイソンによる社会的技師の概念の創出が、旧来の現場監督や職工長による自由裁量権の行使を抑制するためであった点にもわれわれは留意したい。すなわち、彼が中間管理の役割を委ねようとしたのは、生産現場での日常的経験の積み重ねによって育成された熟練職人ではなく、科学技術教育を受けた新しいタイプの技師に対してであった。それらの技師は、しばしば企業内部での教育機関によって養成されるため、彼らは工場制生産により適合的であり、企業の経営方針にも忠実に従う傾向にあったと考えられる。

パトロナージュからパテルナリズムへの転換のもう一つの契機となるのは、雇主による農工兼業奨励の放棄である。それはパトロナージュ論においては生活給付の変質として表現される。生活給付は労働者の少ない企業には適合的であるが、労働者数の増大や生産組織の複雑化につれて、その維持が困難になってくる。それは同時に、工業労働の不安定性を補完するための農業労働の基盤が弱体化することを意味するであろう。では、労働者の生存はいかに保障されるのか。シェイソンは現物付与の形をとる生活給付の慣行が消滅しつつあることを認め、労働者に対して生活必需品を安定的に供給する手段として新しい形の組織を奨励した。すなわち、企業直営の店舗である「エコノマ」*économat*や、労働者自身によって管理される「消費協同組合」*société coopérative de consommation*の組織化である。かくして、企業は労働者家庭での農工兼業を維持するための特別な配慮をしなくなり、現物給付は現金による諸手当の支給によって代替されていく。

農工兼業奨励の放棄は、労働力の再生産機構が「地域社会」から「企業組織」へと移行する過程をも意味している。パトロナージュにおいて労働者家庭が工場での生産活動に全面的に依拠することはなかった。妻子は農作業に従事しており、労働力の再生産は農工兼業に立脚した地域社会において担われていた。これに対してパテルナリズムは、児童教育・技術教育から住宅・救済金庫・退職金庫に至るまで、労働者の生活の全般的局面に積極的に関与する。それらの制度は、工場制生産に適合的な労働者の育成と定着化を究極の目的としており、ゆえに福利諸制度を通じた労働者の規律化は、生産活動の場を超えて社会生活の場にまで浸透していく。かくしてパテルナリズムは、企業組織内部で労働力の再生産機構を確立すると同時に、地域社会全体を工場の規律によって再編する機能を果たすことになる。この過程を通じて企業は私的空間から公的空間へと変容を遂げていくであろう。

さらに、第三共和政期のフランスで進行した階級分化によって、パテルナリズムは社会運営

の観点から新たな役割を演じることになった。すなわち、1880年代半ば以降の労働運動の高まりとともに、それまで企業内部に限定されていた労使対立は、階級対立としての様相を呈しつつ社会的規模に拡大した。階級問題は社会秩序の根幹を揺るがす脅威として認識され、その結果、雇主主導の福利事業には「社会主義に対する防衛」あるいは「階級協調」という社会的機能が付与されていく⁸⁹。1889年パリ万博の際に、「社会的経済グループ」Groupe d'économie socialeの第14部門として「雇主後援の諸制度」institutions patronalesが設置されたのも、かかる文脈においてであった⁹⁰。

4 企業内福利制度の展開形態

①教育制度

児童教育や技術教育は、有能な労働力を安定的に供給するための手段として位置づけられていた。とりわけル・クルーズの製鉄企業シュネーデル社では、19世紀後半から、児童教育と技術教育を企業の労働力育成と緊密に関連させた制度が展開される⁹¹。そこでは、生産現場での経験に基づく伝統的な徒弟制度に代わって、科学技術に立脚した技術教育が整備され始め、「能力主義」と学校教育が相互に重なり合いながら労働力の陶冶過程にまで影響力を及ぼすようになった。例えば、1873年に開設された「特別グループ」groupe spécial（2～4年制）は小学校初等課程を修了した成績優秀者に上級教育の機会を与え、職工長や管理職員の候補を養成することを目的としていた。さらに、1881年から1882年にかけての立法によって初等教育の無償化・義務化が実現すると、シュネーデル社の教育施設は「シュネーデル学校」Ecole Schneiderとして再編成される。そこでは選抜試験の成績に基づく「能力主義」が採用された。すなわち、「特別グループ・上級初等教育」groupe spécial: primaire supérieurに合格しなければ熟練職種の見習い工にはなれず、無試験入学の「準備グループ・職業教育」groupe préparatoire: enseignement professionnelの卒業生の大半は非熟練労働者になった。また、「特別グループ」の2級生は選抜試験で2級生上級または1級生に進み、職工長や管理職員の資格試験に応募することができた。1級生は、「上級科」cours supérieur（1899年設置）の入試に合格すれば、給費生として3年間の学業の機会を与えられ、卒業後は技師になったり、国立の高等教育機関であるグラン・ゼコールgrandes écolesに出願したりすることができた。このようにシュネーデル社では、出身階層を問わずに、学業成績のみを基準として生徒が幹部へと進む道が作られていた。それは、学校教育と能力主義を社会的上昇の手段として位置づける第三共和政の政策方針に合致していたし、子どもへの教育を積極的に評価し始めた労働者階層の間でも受容されていったと思われる。事実、労働者の世界では、子どもが職工長になり、孫が技師に選抜されることを家族の誇りとする風潮が1870年頃から強まりつつあったといわれている

る。

②住宅建設

労働者住宅の建設は、雇主主導の福利制度の特徴が顕著に表れた領域であった⁹⁹。例えば、綿工業の一大中心地であるミュルーズMulhouseでは、1853年にミュルーズ労働者都市協会 Société mulhousienne des cités ouvrièresが結成され、企業家たちの協同を通じた住宅建設が推進された。住宅建設において特に重視されたのは、家庭の独立性を確保することであった。すなわち、大規模な集合住宅では、密接な隣人関係によって道徳的墮落が伝染するため、独立した住居形態を採用することによって、各家庭の責任を明確化し、家庭生活の安定化を通じた「道徳化」（秩序・節約・清潔といった精神の涵養や子どもの健全な教育など）を実現させることが目指されていた。また、家屋に付属する庭畑地にも、道徳的・経済的考慮が見られる。庭畑地には労働者を酒場から引き離す効果が期待されていたし、庭畑地からの収穫物は副次的収入として家計の補助的役割を果たすと見做されていた。他方、住宅の直線的配置、広い道路、井戸の分散的配置、個別利用方式の洗濯場といった設計は、労働者相互の自律的な結合関係を極力排除しようとする雇主側の意図を反映していたと思われる。

シュネーデル社でも、1860年代以降、庭畑地付きの独立方式の労働者住宅が採用された。住宅設計を担ったのは建築家ではなく、企業家あるいは工場の技術部門であり、そこには労働者管理の側面が垣間見られる。より特徴的な点は、住宅建設が企業幹部や忠実な労働者を優遇する制度と結びついていたことである。すなわち、職工長・技師や事務職員は無料で住宅を提供され、長期勤続の労働者には安価で賃貸が行なわれた。さらに労働者の間では、学校制度によってもたらされた「立身出世」とともに、「労働・貯蓄・不動産所有」といった価値に次第に重きが置かれるようになり、住宅取得のための貯蓄制度を通じた「所有者への社会的上昇」は彼らの羨望の的となる。集合住宅とは異なり、一戸建て住宅は富への志向を顕示する外観を備え、そこに居住することが富と豊かさの象徴として見做されつつあった。雇主は、労働者階層のこうした小市民的な意識変化を活用しながら、地域社会の再編と労働力の安定的供給を図ることになる。

③救済金庫

救済金庫caisse de prévoyanceあるいは救済金庫caisse de secoursは、労働者の疾病や労働災害の際に医療保障を行なう機関として設立された¹⁰⁰。何よりもまず、救済金庫は、労働者に健康的な生活を享受させる保護的性格を有すると同時に、秩序と清潔を軸とする労働者の規律化を目指していた。例えば、労働者が医療保障を受ける際には厳格な審査が義務づけられた。

不摂生が原因の場合は保障が適用されず、療養時には係員が労働者の自宅に赴いて医師の処方
が正しく守られているかを細かく検査した。また医師は、診察のみならず、労働者家庭に対す
る日常的な衛生指導も実施した。

企業内救済金庫の整備が推進された他の理由としては、雇主が労災を「内輪の事件」として
処理し、企業内部での解決を図ろうとしたことが考えられる。ひとたび訴訟になると、訴訟費
用や損害賠償の支払いが会社経営を危機に陥れ得るし、行政当局の介入圧力によって雇主の独
立性が弱められる。こうした傾向は炭鉱業や製鉄業において顕著であった。それらの業種は採
掘部門あるいは精錬部門を有し、繊維業と比べて相対的に重度労災が多いからである。アンザ
ン鉱山会社Compagnie des mines d'Anzinでは、雇主側が原資をほぼ全面的に負担した上で、
病気や負傷をした労働者とその家族に対して、医療サービス・薬品提供・補償金支払い・食糧
援助などを行った。またロンウィ製鋼社Aciéries de Longwyは、雇主の負担と労働者の拠出
(賃金の2%)をもとに、労働者とその家族に対する診察・投薬費を無料とし、4日以上休業
の場合は1日あたり賃金の1/3の補償金と扶養児童1人あたり0.15フランの手当を支払った。

しかしながら、個別企業の救済金庫による労災補償には財政的に限界があった。この問題に
対処するために、鉄鋼業の経営者たちは、鉄鋼協会Comité des Forges (1864年設立) 主導の
下に、1891年に鉄鋼労災保険基金Caisse syndicale d'assurance mutuelle des forges de
France contre les accidentsを創設した。加盟企業は支払い賃金総額や業務の危険度に応じた
保険料を納め、労災死亡事故や永久労働不能、全治90日以上重度災害の犠牲となった労働者
あるいはその家族には基金から補償金が支払われた。創設時には加入企業21社、傘下労働者
41,000人であったが、1899年には加入企業95社、傘下労働者83,000人にまで増加した。

④退職金庫

この分野では、1850年に政府によって国民老齢退職金庫Caisse nationale des retraites pour
la vieillesseの設立が認可された。これは任意加入者の拠出金をもとに終身年金基金を設け、
利子を終身年金として支給する機関であり、1880年以降は加入企業も増え始めた。例えばシュ
ネーデル社では、雇主側がほぼ全面的に企業内の退職金庫caisse de retraite (1877年設立)
の原資を拠出しながら、補完的に国民老齢退職金庫にも加入した。同社では勤続25年・満50歳
という条件が満たされると受給資格が与えられた。1896年時点で、既婚者の場合は賃金・俸給
の5% (夫3%・妻2%)、60歳以上では10% (夫6%・妻4%) が支給され、受給者は従業員
9513人・妻7216人にまで及んでいた⁸⁾。しかしながら、19世紀において企業独自の退職金庫
は救済金庫ほど広く普及しなかった。退職金庫は労働者の間に貯蓄の習慣や将来への備えを広
めることを目的としていたが、概して労働者側での評判は良くなかった。金庫の管理・運営の

権限は企業によって掌握されていることが多く、受給システムが複雑な上に、雇主の恣意性が入る余地も大きかったからである。また、労働者の賃金水準では救済金庫の拠出金負担が経済的限界であり、老後のために貯蓄することの動機づけが乏しかったとも考えられる。

おわりに

19世紀フランスにおける企業内福利制度は、市場経済原理の下で労働者の生存を社会的に保障する側面を持ちつつも、究極的には企業に忠実で有能な労働力を安定的に確保することを目的としていた。その際、特徴的に観察されるのは、労働者家庭の経済的・道徳的安定を通じた規律化であり、労働力の規律化は労働の場を超えて生活の場にまで及んでいた。労使関係の安定化を目指す企業において、福利制度は労働者を包括的に管理する手段として積極的に位置づけられていた。それは、年少期から老年期に至るまでの社会生活に関与することによって、企業内部で労働力の再生産機構を確立し、地域社会を企業の論理に基づいて再編する役割を演じていた。さらに第三共和政期に入ると、労使関係をめぐる社会状況の変化に伴い、企業内福利制度には階級問題解決のための新たな機能が付与された。しかしながら、それらの制度は、保護＝生存保障と引き換えに絶対的服従を要求し、思想や行動の自由を著しく制約したがゆえに、労働者からの激しい反発を招くことになる。シュネーデル社やロンウィ製鋼社で発生した労働争議（前者は1899－1900年、後者は1905年）はそれを示している。

他方、19世紀末以降、社会的保障制度への国家介入が顕在化する⁹⁴。これによって国家と産業の関係は新たな局面を迎え、労使関係も変容していくであろう。ただし、社会保障の担い手としての国家の登場は、制度的断絶を意味するわけではなかった。例えば、労災補償に関する立法化（「労働者が労働において犠牲となる事故の責任に関する1898年4月9日の法律」）においては、製鉄業や炭鉱業で先駆的に整備されていた制度との相互補完性が考慮されていた。老齢年金制度については、「労働者および農民の退職に関する1910年4月5日の法律」が制定されるが、強制加入の原則が徹底されなかったため、企業独自の年金制度と国家主導の年金制度が並存し続けることになる。また、住宅建設の領域では、1889年万博における社会改革論者たちの交流を契機として、1890年にフランス低廉住宅協会 *Société française des habitations à bon marché* が設立された⁹⁵。この協会は、私的主導性による住宅問題の解決や、住宅建設における公的資金の導入などを目指し、その運動は「低廉住宅に関する1894年11月30日の法律」（シーグフリード法 *loi Siegfried*）の制定に結実した。その後同法は、より実効性を持つ「低廉住宅に関する1894年11月30日の法律を改正し、補完する1906年4月12－15日の法律」（ストロース法 *loi Strauss*）によって代替され、さらに「小所有権および低廉家屋に関する1908年4月10－12日の法律」（リボ法 *loi Ribot*）へとつながっていく。

こうしてみると、19世紀に起源を持つ企業内福利制度は、20世紀においてもなお、社会保障制度を支える一つの柱として存続し続けるであろう。それを理解するための鍵は、企業家の主導性と国家介入の交錯局面にあると思われる。また、第三共和政期の労使関係を理解するためには、「労働の場における規律化」と「生活の場における規律化」の統一的把握が求められる。今後の課題としたい。

注

- (1) 「フランス巡歴」については、例えば、喜安朗『近代フランス民衆の〈個と共同性〉』平凡社、1994年、52-68ページを参照せよ。
- (2) P. N. Stearns, *Paths to Authority: The Middle Class and the Industrial Labor Force in France. 1820-1848*, Urbana, 1978, p.47.
- (3) B. Gille, « La formation du prolétariat ouvrier dans l'industrie sidérurgique française », *Revue d'histoire de la sidérurgie*, no.4, 1963.
- (4) 19世紀フランスにおける半農半工型労働者については以下を参照せよ。A. Moulin, *Les paysans dans la société française*, Paris, 1988, pp.84-88; C. Charles, *Histoire sociale de la France au XIX^e siècle*, Paris, 1991, pp.108-120.
- (5) Stearns, *op. cit.*, p.47.
- (6) M. Hau, *L'industrialisation de l'Alsace. 1803-1939*, Strasbourg, 1987, pp.426-428.
- (7) *Ibid.*, p.413.
- (8) この点については、作道潤「19世紀フランスにおける企業者活動の諸特徴 — 産業企業家の経営理念をめぐって」(『経営史学』第25巻第4号、1990年)、35、38-39ページを参照せよ。
- (9) 19世紀フランスの中央集権化については以下を参照せよ。P. Rosanvallon, *L'Etat en France de 1789 à nos jours*, Paris, 1990, pp.111-117; B. Le Clère et V. Wright, *Les préfets du Second Empire*, Paris, 1973; 遠藤輝明「フランス・レジヨナリズムの歴史的位相」(遠藤輝明編『地域と国家 — フランス・レジヨナリズムの研究』日本経済評論社、1992年)、22-28ページ。
- (10) モラル・エコノミーについては、E. P. Thompson, « Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century », *Past and Present*, no.50, 1971 ; 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、1983年を参照せよ。
- (11) この点については、L. A. Thilly, « The Food Riot as a Form of Political Conflict in

- France > , *The Journal of Interdisciplinary History*, vol.2, no.1, 1971を参照せよ。
- (12) この点については、拙稿「産業革命期フランス・アルザス地方におけるパテルナリズム」(『土地制度史学』第164号、1999年)を参照せよ。
- (13) ル・プレエのパトロナージュ論については以下を参照せよ。B. Kalaora et A. Savoye, *Les inventeurs oubliés. Le Play et ses continuateurs aux origines des sciences sociales*, Seyssel, 1989 ; 廣田明「フランス・レジョナリズムの成立——ル・プレエ学派における家族、労働、地域」(遠藤編、『地域と国家』) ; 拙稿「19世紀フランスにおけるパトロナージュと社会運営——ル・プレエとシェイソンを中心として」(『専修経済学論集』第37巻第2号、2002年(予定))。
- (14) 阪上孝『近代的統治の誕生』岩波書店、1999年、271-281ページ。
- (15) 1867年万博における企業内福利制度の位置づけについては、藤村大時郎「第二帝政期フランスにおける経営パターナリズムをめぐって」(『社会経済史学』第44巻第6号、1979年) ; A. Savoye, < 1867, réformateurs sociaux et représentants ouvriers face à face > , *La revue de l'économie sociale*, no.19, 1990を参照せよ。
- (16) 受賞企業としては、ニーデルブロンNiederbronnのドウ・ディートリッシュDe Dietrich (製鉄業) やゲブヴィレルGuebwillerのゲブヴィレル工業グループLe groupe industriel de Guebwiller (綿工業)、選外佳作としては、バカラBaccaratのバカラ・クリスタル製造所Cristallerie de BaccaratやヴェセルランWesserlingのグロ・ロマン・マロゾー社Gros, Roman, Marozeau et C^e (綿工業) などが挙げられる。また、ル・クルーズLe Creusotのシュネーデル社Schneider et C^e (製鉄業) は、経営者自身が審査委員であったため受賞を辞退したが、受賞と同格に扱われている。
- (17) 遠藤輝明「「産業の規律」と独占——フランスにおける労働と資本と国家」(『社会経済史学』第56巻第2号1990年)、29ページ。
- (18) 同、25ページ。
- (19) シェイソンのパトロナージュ論については、さしあたり、拙稿「19世紀フランスにおけるパトロナージュと社会運営」を参照せよ。
- (20) フランスにおいて「パテルナリズム」という用語は、雇主主導の福利制度に批判的な19世紀末の知識人や労働運動指導者たちによって使用され始めた。彼らは企業内福利事業に潜む統治と支配の側面を強調するために、ル・プレエ学派の「パトロナージュ」を避け、英語から派生した「パテルナリズム」を使用していた。したがって「パテルナリズム」には軽蔑的な意味が込められている。この点については、大森弘喜『フランス鉄鋼業史——大不況からベル＝エポックまで』ミネルヴァ書房、1996年、164-167ページを参照せよ。なお、パ

トロナージュからパテルナリズムへの移行に関しては、G. Noiriel, < Du < patronage > au < paternalisme > : la restructuration des formes de domination de la main-d'œuvre ouvrière dans l'industrie métallurgique française > , *Le mouvement social*, no. 144, 1988 が示唆的である。

- (21) M. Perrot, < The Three Ages of Industrial Discipline in Nineteenth-Century France > , J. M. Merriman (ed.), *Consciousness and Class Experience in Nineteenth-Century Europe*, New York, 1979, p.154.
- (22) D. Reid, < Industrial Paternalism: Discourse and Practice in Nineteenth-Century French Mining and Metallurgy > , *Comparative Studies in Society and History*, vol.27, no.4, 1985, pp.580-584.
- (23) S. Elwitt, *The Third Republic Defended: Bourgeois Reform in France, 1880-1914*, Baton Rouge, 1986, pp.6-10.
- (24) 1889年万博に関しては、*Le mouvement social*, no. 149, 1989の特集 < Mise en scène et vulgarisation. L'Exposition universelle de 1889 > が詳しい。
- (25) シュネーデル社での教育制度については、遠藤輝明「資本主義の発達と「工場／都市」——ル・クルーズにおける「工場の規律」と労使関係」(遠藤編『地域と国家』)、162-168ページを参照せよ。
- (26) 労働者住宅については以下を参照せよ。C. Devillers et B. Huet, *Le Creusot. Naissance et développement d'une ville industrielle. 1782-1914*, Seyssel, 1981, pp.68-73, 174-177; 中野隆生「フランス第二帝政期における労働者住宅の建設と販売」(都立大『人文学報』第216号、1990年) ; 遠藤「資本主義の発達と「工場／都市」」、150、172ページ ; 拙稿「産業革命期フランス・アルザス地方におけるパテルナリズム」、32-33ページ。
- (27) 救済金庫については以下を参照せよ。H. Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale. 1850-1940*, 1989, Nancy, pp.116-118; G. Noiriel, *Longwy. Immigrés et prolétaires. 1880-1980*, Paris, 1984, p.181; 大森弘喜「第一次大戦前フランスにおける社会事業の組織化」(権上康男・廣田明・大森弘喜編『20世紀資本主義の生成』東京大学出版会、1996年)、6-9ページ ; 拙稿「産業革命期フランス・アルザス地方におけるパテルナリズム」、33-34ページ。
- (28) 大森、前掲論文、9-14ページ。
- (29) 労災補償制度に関しては、F. Ewald, *L'Etat providence*, Paris, 1986が詳しい。また、退職金庫制度と国家の関わりについては、B. Dumons et G. Pollet, *L'Etat et les retraites. Genèse d'une politique*, Paris, 1994が体系的な考察を加えている。

- ③0 19世紀中葉から20世紀初頭までのフランスにおける住宅問題については以下を参照せよ。
R.-H. Guerrand, *Propriétaires et locataires. Les origines du logement social en France, 1850-1914*, Paris, 1987; G. Groux et C. Lévy, *La possession ouvrière. Du taudis à la propriété (XIX^e-XX^e siècle)*, Paris, 1993; 吉田克己『フランス住宅法の形成——住宅をめぐる国家・契約・所有権』東京大学出版会, 1997年。

〈編集後記〉

6月号がだいぶ遅れていましたが、何とかお届けできる運びになりました。齊藤所員の論稿は編集子にとって大変興味深いものでした。19世紀フランスで企業内福利制度が成立したのは、農繁期になると工場を離れ農業を行う小規模耕地所有者である半農半工型労働者を工業生産に適合的な労働力としていくこと深く関わっているということ、多数をしめるカルヴァン派の企業家は、企業家自身、一日を工場で過ごす中で、福利制度を通じて、こうした労働者の生活の安定に積極的に関わって公益的観点から地域の社会的問題に取り組み、地域の公共的領域の活動主体として国家的統制に対抗していったということなどなど。

これから夏休みに入ります。所員諸氏には暑い夏を乗り越えて、休み後には月報原稿お寄せくださいますようお願いいたします。 (E.U)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 古川 純

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
